

長岡地域振興局児童・障害者相談センター
冷温水発生機及び関連機器分解点検整備業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、冷温水発生機及び関連機器が正常かつ良好な状態を保ち、設備の寿命を延ばすことを目的とした分解点検整備の業務を示すものである。

2. 対象施設及び設備

対象施設：長岡地域振興局児童・障害者相談センター（長岡市沖田 1 丁目 237 番地）

対象設備：冷温水発生機	1 基	CH-K20	（矢崎総業㈱）
冷却塔	1 基	CT-K20LN(Z)	
ファンコイルユニット	22 台		
膨張タンク	1 台		

3. 業務の内容（消耗品の取替程度の軽微な修理を含むものとする）

- （1）冷温水発生機電装部品交換
- （2）冷温水発生機燃焼部品交換
- （3）冷温水発生機溶液循環ポンプ交換
- （4）冷温水発生機冷却水コイル洗浄
- （5）冷温水発生機排煙ファン取替
- （6）冷却塔部品取替
- （7）ファンコイル温度調節器取替
- （8）ファンコイルフィルター取替
- （9）冷温水配管膨張タンク取替

※（1）～（9）の詳細は、別紙「業務内容詳細」のとおり

4. 異常等の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき又はこの仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときは、直ちに発注者の担当職員へ報告し、指示を受けるものとする。

5. 安全確保等

業務実施にあたって、関係法令を厳守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務の実施にあたっては、十分安全を確保しなければならない。

6. 打ち合わせ等

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を提出し、発注者の担当職員と打ち合わせを行わなければならない。

- （1）業務実施方法
- （2）業務実施工程表（全体及び週間）
- （3）その他必要事項

7. 業務履行届（兼成果報告書）

業務を完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- （1）業務履行届
- （2）業務実施報告書
- （3）業務実施状況写真
- （4）その他発注者が必要と認め提出を求めた書類

8. 立合確認等

受注者は、委託契約書に定める調査及び発注者が指定する業務の終了時には、発注者の担当職員の立合を求め、確認を受ける。ただし、発注者が承諾した場合には、立合によらず写真、記録等により確認を受ける。

9. 機材等の負担区分

この業務に必要な計器、工具、機材等は原則として受注者が負担するものとする。ただし、電力、用水は無償で供与する。

10. 業務の実施

この業務は原則として平日の日中に行うものとするが、発注者が指定する業務については、平日の夜間又は土・日曜日、祝・祭日の日中に行う場合もあるものとする。

11. 必要事項の充足

本仕様書は業務の大綱を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては受注者においてこれを充足するものとする。